

令和 3 年 5 月 19 日

保 護 者 様

大阪市立新北島中学校  
校 長 土 谷 俊 治

## 学校徴収金の納入について

新緑の候、皆様方にはますますご健勝のこととお喜び申しあげます。また、平素は本校教育推進のためご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申しあげます。

さて、標題について、令和 3 年度 5 月分の口座振替を令和 3 年 5 月 26 日(水)に行います。

つきましては、振替日の前日までに、預金口座の残金を確認していただき、次の金額をご準備いただきますようお願いします。

記

単位:円

	生徒費	積立金	PTA 会費	手数料	合 計
1 年	5,000	3,000	0	10	8,010
2 年	5,000	2,000	0	10	7,010
3 年	5,000	0	0	10	5,010

- \* 大阪市教育委員会の方針により、3ヶ月以上未納が続いた場合、学校長との面談により、未納となっている事情の聞き取り、及び支払い計画を作成するため来校していただきます。
- \* 現金で納入される方は、所定の納付書にて 5 月 31 日(月)までに事務室へお納めください。なお、口座振替の方で現金にて直接学校窓口へ納入されたい方は、「納付書」を発行しますので連絡してください。
- \* 就学援助に認定された方は、生徒費については就学援助費より直接学校へ充当されるため、納付していただくのは1・2 年生の積立金のみになります。
- \* 現在、就学援助を申請中で、申請書を 5 月 12 日(水)までに提出された方につきましては、認定結果が判明するまで 4 月分～6 月分の生徒費の徴収を猶予いたします。ただし、就学援助が非認定となった場合、後日お納めいただく必要がありますのでご了承ください。なお、積立金、PTA 会費についてはこれまで通り納入をお願いします。
- \* ご不明な点等ございましたら、新北島中学校 事務室 (TEL 6683-0071)までご連絡ください。